

- 償却上手くんα VERSION:5.103
- 償却上手くんαクラウド・償却上手くんαクラウド SE VERSION:5.103

当プログラムは、マイクロソフト社のサポート対応終了に伴い、Windows XP・Vista・7・8.1 搭載機へのインストールは不可となっています。

◆ 登録・入力・計算書

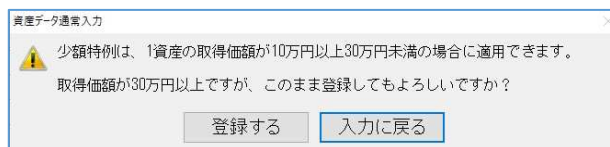
➤ 資産データ入力

①圧縮記帳（直接減額）の資産の少額特例の適用可否の金額判定を差引取得価額で行うよう変更しました。従前に表示していた確認メッセージは非表示となります。

《参考》

従前は取得価額で 10 万以上 30 万未満であるかを判定し登録時にメッセージを表示していました。

- ・ 取得価額 : 350,000
- ・ 圧縮記帳額 : 100,000
- ・ 差引取得価額 : 250,000



②圧縮記帳の引当金方式・積立金方式の新定率法の場合の計算方法の変更

圧縮記帳において引当金方式・積立金方式を選択している場合の改定償却の計算について、改定却移行時の税務上の（改定取得価額）を翌年以降も保持するようにし、普通償却限度額の計算方変更しました。

◆ 通信・移動

➤ 会計事務所へ減価償却マスター送信・移動

移動方法が「ディスクへ保存」の場合にボタンの文言を「転送」から「保存」に変更しました。

◆ その他の改良、修正を行いました。

※詳細は、次ページからの“減価償却 d b (VERSION: 5.103) の変更点”を参照してください。

ご注意

- 他の I C S システムとマスターのやり取りが行われる場合は、他の I C S システム側も当改正対応プログラムのインストールを行い、バージョンを統一してください。

減価償却 db (VERSION:5.103) の変更点

改 良

I. 登録・入力・計算書

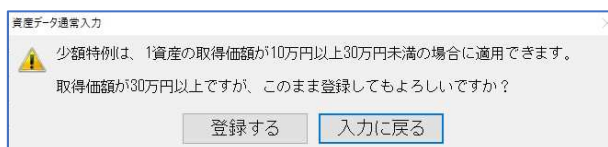
1) 資産データ入力

①圧縮記帳（直接減額）の資産の少額特例の適用可否の金額判定を差引取得価額で行うよう変更しました。従前に表示していた確認メッセージは非表示となります。

《参考》

従前は取得価額で 10 万以上 30 万未満であるかを判定し登録時にメッセージを表示していました。

- ・取得価額 : 350,000
- ・圧縮記帳額 : 100,000
- ・差引取得価額 : 250,000



修 正

I. 登録・入力・計算書

1) 資産データ入力

①圧縮記帳の引当金方式・積立金方式の新定率法の場合の計算方法の変更

- ・圧縮記帳において引当金方式・積立金方式を選択している場合の改定償却の計算について、改定償却移行時の税務上の（改定取得価額）を翌年以降も保持するようにし、普通償却限度額の計算方法を変更しました。

《圧縮記帳の引当金方式・積立金方式の処理について》

- ・圧縮記帳を引当金方式または積立金方式で処理を行う場合、会計上の取得価額と税務上の取得価額が異なることに起因し、減価償却超過額が発生します。
- ・圧縮記帳が引当金方式・積立金方式の場合は以下を用いて計算します。
普通償却限度額：税務上の取得価額（圧縮後の取得価額）
普通償却額 : 会計上の取得価額（圧縮前の取得価額）

《プログラムの問題点》

- ・当バージョン以前（Ver.5.101 以前）は圧縮記帳の経理方式で引当金方式・積立金方式を選択している場合の改定償却に該当する資産の普通償却限度額は「改定取得価額-当期マスターの期首圧縮記帳残高」の金額を税務上の改定取得価額とみなし、改正償却率を掛けて計算していました。改定償却移行 1 年目は正しい計算ですが、改定償却移行 2 年目以降も毎年税務上の改定取得価額を計算し直していたため普通償却限度額の金額も毎年変わっていました。

《対応内容》

- ・当バージョン（Ver.5.103）で改定償却 1 年目に使用した税務上の改定取得価額を翌年も保持するために（改定取得価額）欄を新設しました。改定償却に該当する場合は普通償却限度額の計算は（改定取得価額）欄の金額を基に計算します。
- ・当バージョンアップ前に圧縮記帳の引当金方式・積立金方式で登録し、改定償却に移行している資産についてはバージョンアップ後に計算が変わらないよう対応しています。
- ・（改定取得価額）欄の新設に伴い、その他関連する対応を行いました。

②計算式

《計算具体例》

	普通償却限度額	普通償却額
バージョンアップ前 (Ver.5.101 以前)	(改定取得価額 - 当期マスターの期首圧縮記帳残高) ×改定償却率×償却月数/事業期間月数	改定取得価額 ×改定取得率

バージョンアップ後 (Ver.5.102)	(改定取得価額) × 改定償却率 × 償却月数 / 事業期間月数	改定取得価額 × 改定取得率
--------------------------	----------------------------------	-------------------

●バージョンアップ前 (Ver.5.101 以前)
改定償却移行 1 年目

○ 基本項目		○ 減価償却計算			
取得年月日	平成28.04.01	継続	償却計算基礎・改定額	209,716	
供用年月日	平成28.04.01	圧縮 超過	期中減少金額	0	
償却月数	12ヶ月	短縮・中古	調整前償却額 (償却率)	41,943	0.200
耐用年数[Home]	10年	0.200 耐用年数	償却保証額 (保証率)	52,416	0.06552
取得価額	1,000,000	改定後	改定取得価額	262,144	
圧縮記帳額	200,000	引当金 ▼ 圧縮記帳	改定償却額 (改定率)	52,429	0.250
期首簿価	262,144	推定簿価	普通償却限度額(増加率) C	52,429	
前期繰越過不足		繰越金額	特別償却限度額(特割率)		
数量/単位	1.00機	数量分備忘	償却限度額合計	52,429	
償却方法	定率	定率→定額	普通償却額 D	65,536	実施率
償却区分	新定率法 200% 250%	23年改正	特別償却額		100.00 %
特別償却	無し	0.00 %	償却額合計 (事業割合)	65,536	%
改定取得価額 A	262,144	5年償却	減損損失額	0	
法定・実質残存	%	%	普通償却過不足 E	-13,107	
			特別償却過不足		
			当期過不足合計	-13,107	
			期末帳簿価額	196,608	

経理方式	引当金方式
取得価額	1,000,000
圧縮記帳額	200,000
圧縮後取得価額	800,000
期首圧縮記帳残高	52,428
期中取崩額	13,107
期末圧縮記帳残高	39,321

A = 改定償却移行 1 年目のため期首簿価をセット
 B = 税務上の改定取得価額 (画面表示なし) :
 262,144 (改定取得価額) - 52,428 (期首圧縮記帳残高) = 209,716
 C = 普通償却限度額: 209,716(B) × 0.250(改定償却率) = 52,429
 D = 普通償却額: 262,144(A) × 0.250(改定償却率) = 65,536
 E = 普通償却過不足: 52,429(C) - 65,536(D) = -13,107

改定償却移行 2 年目

○ 基本項目		○ 減価償却計算			
取得年月日	平成28.04.01	継続	償却計算基礎・改定額	157,287	
供用年月日	平成28.04.01	圧縮 超過	期中減少金額	0	
償却月数	12ヶ月	短縮・中古	調整前償却額 (償却率)	31,457	0.200
耐用年数[Home]	10年	0.200 耐用年数	償却保証額 (保証率)	52,416	0.06552
取得価額	1,000,000	改定後	改定取得価額	262,144	
圧縮記帳額	200,000	引当金 ▼ 圧縮記帳	改定償却額 (改定率)	55,705	0.250
期首簿価	196,608	推定簿価	普通償却限度額(増加率) C	55,705	
前期繰越過不足		繰越金額	特別償却限度額(特割率)		
数量/単位	1.00機	数量分備忘	償却限度額合計	55,705	
償却方法	定率	定率→定額	普通償却額 D	65,536	実施率
償却区分	新定率法 200% 250%	23年改正	特別償却額		100.00 %
特別償却	無し	0.00 %	償却額合計 (事業割合)	65,536	%
改定取得価額 A	262,144	5年償却	減損損失額	0	
法定・実質残存	%	%	普通償却過不足 E	-9,831	
			特別償却過不足		
			当期過不足合計	-9,831	
			期末帳簿価額	131,072	

経理方式	引当金方式
取得価額	1,000,000
圧縮記帳額	200,000
圧縮後取得価額	800,000
期首圧縮記帳残高	39,321
期中取崩額	9,831
期末圧縮記帳残高	29,490

A = 改定取得価額: 前期の金額を保持
 B = 税務上の改定取得価額 (画面表示なし)
 : 262,144 (改定取得価額) - 39,321 (当期マスターの期首
 圧縮記帳残高) = 222,823 ← 毎年再計算を行っている
 C = 普通償却限度額: 222,823(B) × 0.250(改定償却率) = 55,705
 D = 普通償却額: 262,144(A) × 0.250(改定償却率) = 65,536
 E = 普通償却過不足: 55,705(C) - 65,536(D) = -9,831

●バージョンアップ後 (Ver.5.103)

改定償却移行 1 年目

○ 基本項目				○ 減価償却計算			
取得年月日	平成28.04.01	継続		償却計算基礎・改定額	209,716		
供用年月日	平成28.04.01	圧縮 超過		期中減少金額	0		
償却月数	12ヶ月		短縮・中古	調整前償却額 (償却率)	41,943	0.200	
耐用年数[Home]	10年	0.200	耐用年数	償却保証額 (保証率)	52,416	0.06552	
取得価額	1,000,000	改定後		改定取得価額	262,144		
圧縮記帳額	200,000	引当金	圧縮記帳	改定償却額 (改定率)	52,429	0.250	
期首簿価	262,144		推定簿価	普通償却限度額(増加率)	C 52,429		
前期繰越過不足			繰越金額	特別償却限度額(特割率)			
数量/単位	1.00機	数量分備忘	1円	償却限度額合計	52,429		
償却方法	定率		定率→定額	普通償却額	D 65,536	実施率	
償却区分	新定率法	200% 250%	23年改正	特別償却額		100%	
特別償却	無し	0%	ヶ月	償却額合計 (事業割合)	65,536	%	
改定取得価額	A 262,144	(209,716) B	減損損失額	0		
法定・実質残存	%		%	普通償却過不足	E -13,107		
特殊事項・計算	無し	通常計算	ヶ月	特別償却過不足			
				当期過不足合計	-13,107		
				期末帳簿価額	196,608		
				減損損失累計額	0		
				減価償却累計額	803,392		

圧縮記帳	
経理方式	引当金方式
取得価額	1,000,000
圧縮記帳額	200,000
圧縮後取得価額	800,000
期首圧縮記帳残高	52,428
期中取崩額	13,107
期末圧縮記帳残高	39,321

A = 改定取得価額：改定償却移行 1 年目のため期首簿価をセット
 B = (改定取得価額) = 税務上の改定取得価額
 : 262,144 - 52,428 = 209,716
 C = 普通償却限度額: 209,716(B) × 0.250(改定償却率) = 52,429
 D = 普通償却額 : 262,144(A) × 0.250(改定償却率) = 65,536
 E = 普通償却過不足 : 52,429(C) - 65,536(D) = -13,107

改定償却移行 2 年目

○ 基本項目				○ 減価償却計算			
取得年月日	平成28.04.01	継続		償却計算基礎・改定額	157,287		
供用年月日	平成28.04.01	圧縮 超過		期中減少金額	0		
償却月数	12ヶ月		短縮・中古	調整前償却額 (償却率)	31,457	0.200	
耐用年数[Home]	10年	0.200	耐用年数	償却保証額 (保証率)	52,416	0.06552	
取得価額	1,000,000	改定後		改定取得価額	262,144		
圧縮記帳額	200,000	引当金	圧縮記帳	改定償却額 (改定率)	52,429	0.250	
期首簿価	196,608		推定簿価	普通償却限度額(増加率)	C 52,429		
前期繰越過不足			繰越金額	特別償却限度額(特割率)			
数量/単位	1.00機	数量分備忘	1円	償却限度額合計	52,429		
償却方法	定率		定率→定額	普通償却額	D 65,536	実施率	
償却区分	新定率法	200% 250%	23年改正	特別償却額		100.00%	
特別償却	無し	0.00%	ヶ月	償却額合計 (事業割合)	65,536	%	
改定取得価額	A 262,144	(209,716) B	減損損失額	0		
法定・実質残存	%		%	普通償却過不足	E -13,107		
特殊事項・計算	無し	通常計算	ヶ月	特別償却過不足			
				当期過不足合計	-13,107		
				期末帳簿価額	131,072		
				減損損失累計額	0		

圧縮記帳	
経理方式	引当金方式
取得価額	1,000,000
圧縮記帳額	200,000
圧縮後取得価額	800,000
期首圧縮記帳残高	39,321
期中取崩額	13,107
期末圧縮記帳残高	26,214

A = 改定取得価額：前期の金額を保持
 B = (改定取得価額) = 税務上の改定取得価額
 : 前期の金額 209,176 を保持
 C = 普通償却限度額: 209,716(B) × 0.250(改定償却率) = 52,429
 D = 普通償却額 : 262,144(A) × 0.250(改定償却率) = 65,536
 E = 普通償却過不足 : 52,429(C) - 65,536(D) = -13,107

③対応内容詳細

●（改定取得価額）欄

税務上の改定取得価額の金額を保持するために従前の改定取得価額の右横にカッコ書きで入力欄を新設しました。普通償却限度額の計算の基となり、（改定取得価額）に改定償却率を掛けて普通償却限度額を算出します。

改定取得価額	262,144	(209,716)
--------	---------	---	---------	---

資産の新規登録時、翌年更新後の年度で改定償却移行初年度になる場合、期首簿価等の金額変更時等に（改定取得価額）に自動でセットします。手入力も可能です。改定償却 2 年目以降資産を新規登録時は後述を参照し、必要に応じて修正してください。

従前は償却方法に関係なく計算基礎額の項目名と 5 年償却のチェックボックスを表示し、新定率法の場合は改定償却に移行後の年度からは改定取得価額の項目名を表示していました。新定率法では 5 年平均償却を行わないため、当バージョンアップ後は償却区分が新定率法の場合は改定償却に移行した資産であるかに関わらず、改定取得価額とカッコ書きの入力欄を表示します。改定償却に該当しない年度ではグレーアウトします。

※（改定取得価額）欄入力可能条件

(1)圧縮記帳経理方式が積立金方式・引当金方式を選択している

(2)償却方法が新定率法で改定償却に該当し、改定取得価額が入力可能な状態

上記の条件を満たさないような変更を加えると改定取得価額と（改定取得価額）欄をグレーアウトさせます。

《改定償却移行前》

償却方法	定率		
償却区分	新定率法	<input checked="" type="radio"/> 200%	<input type="radio"/> 250%
特別償却	無し		0.00 %
計算基礎額			<input type="checkbox"/> 5年償却

償却方法	定率		定率→
償却区分	新定率法	<input checked="" type="radio"/> 200%	<input type="radio"/> 250%
特別償却	無し		ヶ月
改定取得価額		()

《改定償却移行後》

償却方法	定率		
償却区分	新定率法	<input checked="" type="radio"/> 200%	<input type="radio"/> 250%
特別償却	無し		0 %
改定取得価額	262,144		<input type="checkbox"/> 5年償却

償却方法	定率		定率→
償却区分	新定率法	<input checked="" type="radio"/> 200%	<input type="radio"/> 250%
特別償却	無し		ヶ月
改定取得価額	262,144	(209,716

●（改定取得価額）欄の入力及び自動セット

- 改定取得価額に金額がセットされるタイミングで、（改定取得価額）欄に金額をセットします。計算式は以下の通りです。

「期首簿価+普通繰越超過額+特別繰越超過額-特別繰越不足額-期首圧縮記帳残高」
推定簿価押下時も同様の計算です。

- 翌期更新後の年度においても（改定取得価額）欄の金額を保持します。
- （改定取得価額）欄は 0 以上改定取得価額以下の範囲で入力が可能です。

《《重要》》

- 改定償却 2 年目以降の資産を新規に登録を行う場合は改定償却 1 年目の期首圧縮記帳残高の情報がないため、正確な税務上の（改定取得価額）の金額をセットすることができません。

上述の「●（改定取得価額）欄の入力及び自動セット」の計算式に則り金額をセットしますが、改定償却 2 年目以降の場合だと正確な価額ではない場合もある為、その場合は価額を修正してください。

- （改定取得価額）欄にセットされた金額を変更した場合は、1 年目の期首圧縮記帳残高の情報がないため元々自動でセットされていた金額に戻すことはできません。改定償却 2 年目以降で改定取得価額や期首簿価、期首圧縮記帳残高、（改定取得価額）欄などを変更した場合、その時点での期首圧縮記帳残高を基に計算した金額を（改定取得価額）欄にセットします。

- ・当プログラムバージョンアップ後のマスターバージョンアップにおいて、圧縮経理方式が引当金方式・積立金方式で改定償却に該当する資産は（改定取得価額）欄に「改定取得価額－期首圧縮記帳残高」をセットします。

※マスターバージョンアップ前の計算結果と変わらないようにするための対応です。

- （改定取得価額）欄の上限
- ・（改定取得価額）欄は0以上改定取得価額以下の範囲で入力となります。
- ・圧縮経理方式が引当金方式・積立金方式の資産の改定取得価額を変更した場合は（改定取得価額）欄に「改定取得価額－期首圧縮記帳残高」の金額をセットします。
- ・（改定取得価額）欄に改定取得価額欄を上回る金額を入力すると、上限を超えないように（改定取得価額）欄に改定取得価額と同額をセットし制御します。

《例》※改定償却2年目

期首簿価 : 60,000
 期首圧縮記帳残高 : 10,000
 改定取得価額 : 100,000 / （改定取得価額） : 80,000

（改定取得価額）欄に120,000円を入力すると改定取得価額を超えないように（改定取得価額）欄に改定取得価額と同額の100,000円をセットします。

- ・改定取得価額に（改定取得価額）を下回る金額の入力すると、上限を超えないように（改定取得価額）欄に「改定取得価額－期首圧縮記帳残高」の金額をセットします。

《例》※改定償却2年目

期首簿価 : 60,000
 期首圧縮記帳残高 : 10,000
 改定取得価額 : 100,000 / （改定取得価額） : 80,000

改定取得価額に70,000円を入力すると改定償却額が（改定取得価額）を上回るため、（改定取得価額）欄に「改定取得価額70,000－期首圧縮記帳残高10,000=60,000円」をセットします。

※改定償却1年目時点の期首圧縮記帳残高の金額が不明なため、正確な税務上の改定取得価額を計算できない場合があります。必要に応じて（改定取得価額）欄を修正してください。

- ・期首圧縮記帳残高に改定取得価額を上回る金額を入力した場合は、（改定取得価額）欄はクリアします。

《例》※改定償却2年目

期首簿価 : 60,000
 期首圧縮記帳残高 : 10,000
 改定取得価額 : 100,000 / （改定取得価額） : 80,000

期首圧縮記帳残高に110,000円を入力すると「改定取得価額－期首圧縮記帳残高」の計算後、（改定取得価額）がマイナスになるためクリアします。金額の見直しを行ってください。

④資産の分割

- ・資産の分割登録を行った場合は（改定取得価額）の金額についても分割します。画面上に（改定取得価額）欄は表示しません。従来から期首圧縮記帳残高も画面表示をしておりません、数量で按分計算されるのと同様の処理を行っています。
- ・「分割先は分割月以降に償却を開始する」をONで分割した分割元の資産データについて、他の項目と同様に（改定取得価額）の修正はできません。

《分割前》

改定取得価額	262,144	(209,716)
--------	---------	---	----------

《資産の分割画面》数量 2 の資産を 1 に分割

○減価償却	分割前	分割元	分割先
数量	2.00	1.00	1.00
取得価額	1,000,000	500,000	500,000
期首簿価額	196,608	98,304	98,304
圧縮記帳額	200,000	100,000	100,000
普通繰越超過	0	0	0
特別繰越超過	0	0	0
特別繰越不足	0	0	0
特別実額	0	0	0
計算基礎額	0	0	0
改定取得価額	262,144	131,072	131,072
繰延償却額	0	0	0
採用前換金額	0	0	0
リース残価保証	0	0	0
見積残存価額	0	0	0

改定取得価額（会計上の改定取得価額）は従前から画面表示と按分計算します。

（改定取得価額）（税務上の（改定取得価額））は画面表示しません。内部的に、 $209,716 \times 1/2 = 104,858$ し、計算結果を資産データ入力画面でセットします。

《分割後》

改定取得価額	131,072	(104,858)
--------	---------	---	----------

- ・「分割先は分割月以降に償却を開始する」を ON オンで分割した分割元の資産データについて、資産データ入力画面では他の項目と同様に（改定取得価額）の修正はできません。

⑤資産データ一覧入力

- ・資産データの変更に伴って改定取得価額に金額がセットされるタイミングで、税務上の改定取得価額にも金額をセットします。その際、税務上の改定取得価額には「期首簿価+普通繰越超過額+特別繰越超過額-特別繰越不足額-期首圧縮記帳残高」の金額をセットします。
- ・（改定取得価額）が使用不可になる条件（上述の）に該当する変更を行った場合は、（改定取得価額）の金額をクリアします。

⑥一括修正

- ・改定取得価額に金額がセットされるタイミングで、（改定取得価額）欄に「期首簿価+普通繰越超過額+特別繰越超過額-特別繰越不足額-期首圧縮記帳残高」の金額をセットします。

- ⑦圧縮記帳の経理方式を直接減額方式で登録した未経過資産の経理方式を、圧縮記帳ボタンで引当金方式・積立金方式に変更すると、差引取得価額の金額が直接減額方式で登録した金額のままとなり、減価償却累計額が表示されていたのを修正しました。

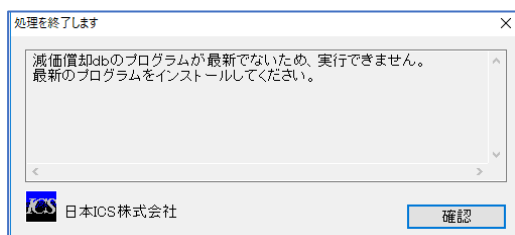
II. 通信・移動

1) 減価償却マスターコピー

2) 減価償却マスター抽出

①移動の制限

- ・当プログラムでマスターバージョンアップを行ったマスターをバージョンアップ前の機械へ移動して使用することはできません。転送元と転送先のバージョンは必ず揃えてください。



3) 会計事務所へ減価償却マスター送信・移動

①移動方法が「ディスクへ保存」の場合にボタンの文言を「転送」から「保存」に変更しました。

以上